

※この法令は廃止されています。

十五年原子力規制委員会規則第三十三号

規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十五条の二の規定に基づき、特定廃棄物埋設設施等は特定廃棄物管埋設設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

第一条

第一条 この規則において使用する用語は、核原
料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（以下「法」という。）、核燃料物質又は核
燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物
埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業
省令第二十三号）、核燃料物質又は核燃料物質
によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に關
する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）
及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基
準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会
規則第三十一号）において使用する用語の別

(特殊な方法による施設)

第二条 特殊な方法による施設について特定第一

種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設

計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成廿三年總理府令第廿四号)第二条第一項の規定

成四年總理府令第四号 第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合

基へく原二方規制委員会の調査を受けた場合は、この規則の規定とかかわらず、当該認可に

係る基準をもつて法第五十二条の二の技術

上の基準とする。

(火災等による損傷の防止)

第三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄

物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けること

とにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消防

る。それがある場合において、必要に応じて消防設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電

火警併及び警報計併（自動火災報知計併漏電火災警報器その他）の火災及び爆発の発生を自動

的で警報器の仕事は煙及び火災の検知と同時に検知し、警報を発する設備に限る。」が設

置されたものでなければならない。

前項の消防設備及び警報設備は、その故障、

損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋

設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著し

い支障を及ぼすそれがないものでなければた
まらない。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は暴
りない

安全機能を有する旅館であつて少額又は燃発により損傷を受けるおそれがあるものは、可

能な限り不燃性又は難燃性的材料を使用するともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。

4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならぬ。

5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他、他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。

（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度施設の地盤）

第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

（地震による損傷の防止）

第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理制度施設は、想定される自然現象（地震及び

2 津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。)には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十九号))第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられてなければならない。

(核燃料物質の臨界防護)

第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種

廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されなければならぬ。(閉じ込めの機能)

第十一條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されなければならぬ。

一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る)は、は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入り口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであつて放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようになること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシヤイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るよう設置されなければならない。

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていないなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

(換気)

第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならぬ。

- 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 過装置を設ける場合にあっては、過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又は過装置の取替えが容易な構造であること。
- 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(受入施設又は管理施設)

第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であつて、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(冷却熱による過熱するおそれがあるものは、冷却熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却熱による必要な措置が講じられたものでなければならない)。

第十六条 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する放射線管理施設が設けられないなければならない。

2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによらなければならない。

一 放射性廃棄物を管理するため必要な容量を有するものであること。

二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。

三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。

(処理施設及び廃棄施設)

第十七条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十八条 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安

全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を廃棄する設備(人の安

全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を廃棄する設備(人の安

全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を廃棄する設備(人の安

全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く)は、次に掲げるところによらなければならない。

三 周辺監視区域における外部放射線に係る原

の特定廃棄物管理施設において共用する場合は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう設置されなければならない。

一 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における外部放射線に係る原子力

規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における外部放射線に係る原子力

規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

四 周辺監視区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

六 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるよう設置された物の表面の放射性物質の密度

七 管理区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

八 管理区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

九 管理区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

十 管理区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

十一 管理区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

十二 管理区域における外部放射線に係る原

子力規制委員会の定める線量当量

ない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

規制委員会の定める線量当量率

一 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

三 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

四 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

五 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

六 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

七 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

八 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

九 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

十 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

十一 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

十二 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

十三 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

十四 放射性廃棄物の側壁における原子力

規制委員会の定める線量当量率

附 则

(平成二十六年二月二八日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日原子力規制委員会規則第九号）
この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。